

(別紙2)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

| 調剤室の構造 | 調剤室の面積 | |
|--------|--------|----|
| 主たる設備 | 品目 | 品目 |
| | | |

備考 1 薬局の見取図を添付すること。

2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。